

豊橋市学び直し基礎調査委託業務 仕様書

1 目的

デジタル化など社会経済環境の変化が激しい中、国は「働き手のリスクリング」を今後の重要な政策の柱としている。

また中小企業が大部分を占める本市においても、デジタル化など産業構造の変化に対応できる人材の育成が必要不可欠となっている。

そのなかで本市では、学び直し（リスクリング）を通じて、企業や個人が常に成長し続けられる環境を企業や大学と協働で整備し、「学び直しと言えば豊橋」と呼ばれるようなまちづくりを目指している。

本業務は目指すべきまちの構築に向け、データの整理や将来を見据えた社会トレンドの調査、市内外の事業者や個人へのニーズ調査等を実施・分析し、本市に必要となる戦略や施策の立案、また施策を実施する推進組織（プラットフォーム）の形成等の検討を行うことを目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和6年3月15日まで

3 業務内容

(1) 環境分析業務

ア 将来を見据えた社会経済のトレンド調査

DXの進展により、今後の主流になると想定される、社会経済トレンドの調査・分析を行い、報告書にとりまとめること。

（主なキーワード：産業、雇用、スキルアップ、キャリア、副業、地方移住 など）

イ 豊橋市の産業、雇用、人材育成の動向調査

本市の産業、雇用、人材育成等の各分野の主要データ、その他現在実施しているリスクリングを含めた学び直しの支援、施策に関する状況等の整理を実施するとともに、今後予測される動向の調査・分析を行い、報告書にとりまとめること。

ウ 事業者へのニーズ調査

(ア)目的

事業者が持つ、顕在的なニーズのみならず潜在的なニーズをも明らかにし、企業が本質的に抱える問題を学び直しに関する戦略や施策によって解決する手段がないか、探る

ために行う。

(イ)主な業務内容

- ① 市内外事業者へのニーズ調査に関する助言など企画補助を行うこと。
- ② 調査票の作成・発送準備（封入・開封等）・回答の入力・集計、結果の分析・整理を行うこと。
- ③ 調査報告書の作成を行うこと。

※調査対象事業者の範囲は市内外事業者とする。（商業、工業、農業など、幅広い業種を念頭に法人や個人事業主を想定。）

※調査対象事業者数は市内外合わせて 2,000 者程度（うち市内事業者は 9 割程度）を想定しているが、調査分析上必要となる事業者規模や数量を提案すること。

※調査対象事業者の抽出方法は提案すること。

※宛名ラベル及び封筒、郵送料については受託者にて負担すること。

※発送・回収作業・問い合わせ対応は受託者にて行うものとする。

(ウ)調査内容

基礎調査（アンケート）とヒアリング調査を実施する。

《基礎調査（アンケート）》

○事業者の基本的情報（業種、従業員数、従業員構成（雇用形態別）、平均勤続年数、連絡先等）が把握できる項目

○学び直しの推進のため、現在の学び直しを含めた人材育成への取組み状況や取組みを行う上での課題、また現在学び直しを行っていない事業者については行動変容のトリガーとなる事項などを深掘りできるような項目

○学び直しの推進組織を設置した場合に、推進組織にて行ってほしい内容が把握できる項目

○（市外事業者のみ）現在の所在地から新たな土地へ企業進出する際にトリガーとなる要因について把握できる項目

○その他委託者が調査に必要と考える項目

《ヒアリング調査》

○基礎調査（アンケート）実施後に、ヒアリング調査を実施すること。

※10 者程度を想定しているが、必要な対象数を提案して構わない。

※ヒアリングを実施する事業者は、本市と協議の上、決定するものとする。

(エ)調査方法

基礎調査（アンケート）については、郵送やインターネットによるアンケート調査、ヒアリング調査については個別ヒアリングを想定しているが、具体的な調査方法については提案すること。

(オ)その他

基礎調査（アンケート）は調査計画を提案すること。回答率は 30%程度を想定しているが、回答率を向上させるための方策があれば提案すること。

エ 市民等への学び直しに関する意識調査

(ア)目的

学び直しを行う個人のニーズを把握し、学び直しを積極的に行ってもらえるような戦略や施策を検討するために行う。

(イ)主な業務内容

- ① 意識調査に関する助言など企画補助を行うこと
- ② 調査票の作成・発送準備（封入・開封等）・回答の入力・集計、結果の分析・整理を行うこと。
- ③ 調査報告書の作成を行うこと。

※調査対象範囲は豊橋市内在住者のみならず、市外在住者も含めるものとする。

※調査対象数は市内外合わせて 3,000 人程度（うち市内在住者は9割程度）を想定しているが、調査分析上必要となる規模や数量、調査対象者の属性については提案すること。

※調査対象者の抽出方法は提案すること。

※宛名ラベル及び封筒、郵送料については受託者にて負担すること。

※発送・回収作業・問い合わせ対応は受託者にて行うものとする。

(ウ)調査内容

- 現在の基本的情報（業種、雇用形態、勤続年数など）が把握できる項目
- 学び直しの実施状況、また今後学び直しを実施する予定があるか等の項目
- 学び直しを含めた自己啓発などの行動変容を起こす要因や、現在の雇用形態や労働移動の経験による認識度合いや課題、行動の違いなどを分類できる項目
- （市外在住者のみ）移住定住に至るトリガーとなる要因について把握できる項目
- その他委託者が調査に必要と考える項目

(エ)調査方法

郵送やインターネットによるアンケート調査を想定しているが、具体的な調査方法については提案すること。

(オ)その他

調査計画を提案すること。また回答率は 30%程度を想定しているが、回答率向上のための方策があれば提案すること。

(2) 戦略立案業務

ア 主な業務内容

- ① 「(1) 環境分析業務」の結果をまとめ、分析すること。なお分析方法として、SWOT分析等のフレームワークを用いること。
- ② 調査結果から明らかとなった、本市の特徴や、他市町村と差別化できる部分を明確にし、学び直しの施策実施の際に強みを活かせる戦略を立案すること。
- ③ 戦略を推進するためのロードマップ（5年～10年の期間）を策定すること

イ その他

戦略立案にあたり、以下の点に留意することとする。

- 対象とするターゲットを明確にすること
- 海外都市や先行他都市の事例も参考にすること。

(3) 施策立案業務

ア 主な業務内容

- ① 「(1) 環境分析業務」、 「(2) 戦略立案業務」の結果を踏まえ、目的達成に向けて、具体的に本市が行うべき支援策の立案(例. 事業者の個別の悩みに対するコンサルティング機能や学び直しに対する意識醸成の手法、学び直しに関するノウハウをシェアするコミュニティ機能など)
- ② 施策を効果的に実行するために必要な組織や推進体制(例. 多様な主体が参画するプラットフォームなど)形成の検討及びプラットフォームの設置・運営からその後の継続的な運営体制の構築に向けた支援

(4) その他

本業務に関して発注者と定期的に打ち合わせを行い、打ち合わせ記録を作成すること。

5 成果品

実施内容を記載した報告書を以下の通り提出すること。また成果品に係る一切の権利は豊橋市に帰属するものとする。

(1) 調査報告書

「3 業務内容(1) 環境分析業務」の調査結果の内容をまとめたもの。
A4版、カラー印刷50ページ程度、1部及び電子データ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)一式

(2) 豊橋市学び直し基礎調査事業に関する戦略立案書

「3 業務内容(2) 戦略立案業務」の内容をまとめたもの。
A4版、カラー印刷5ページ以上、1部及び電子データ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)一式

(3) 豊橋市学び直し基礎調査事業に関する施策立案書

「3 業務内容(3) 施策立案業務」の内容をまとめたもの。
A4版、カラー印刷5ページ以上、1部及び電子データ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)一式

(4) 調査データ等

本業務の実施にあたり取得した以下のデータを電子データ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)にて納入すること。

- ・調査結果のローデータ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)
- ・データ分析結果(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)
- ・その他本業務を実施する中で取得したデータ(ワード、エクセル、パワーポイント、PDF等)

6 納期

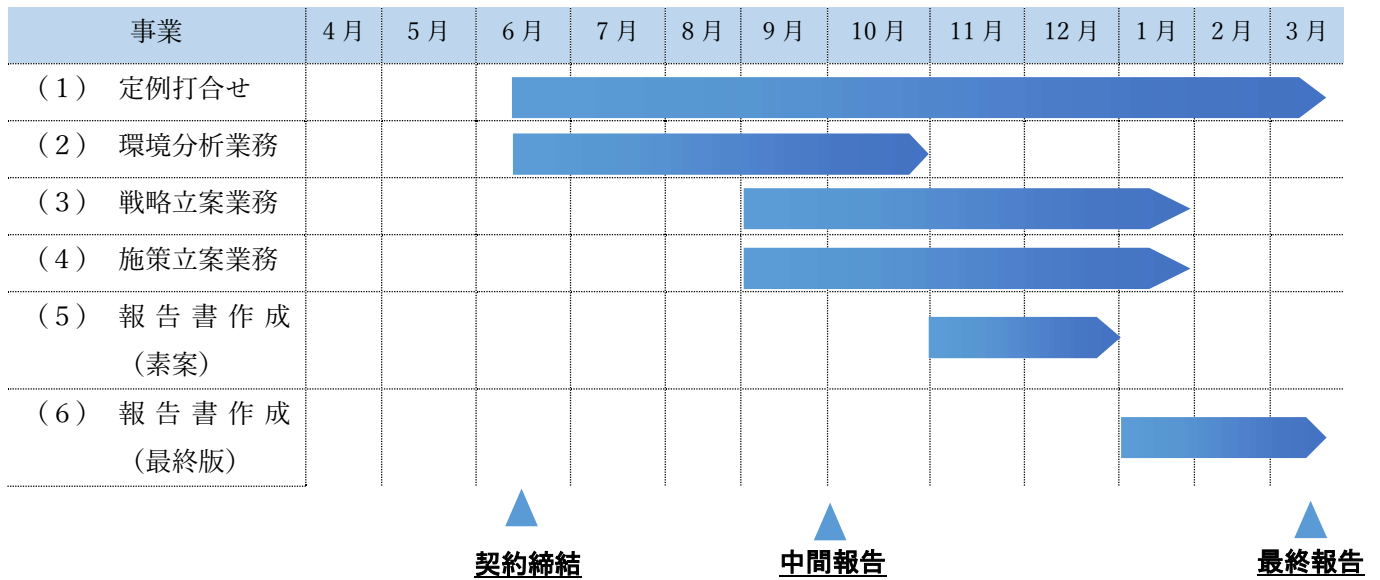
成果品については、令和6年3月15日（金）17時までに納品すること。

なお、特段の様式は問わないが、令和5年9月29日（金）17時までに中間報告として、当該日までの各業務の進捗状況および分析結果をまとめたものを豊橋市政策企画課まで報告すること。

中間報告には以下のものを提出すること

- ① 環境分析業務のうち、回収したアンケート・ヒアリング調査の簡易な分析結果。
- ② ①を踏まえた、戦略及び施策の概略（戦略のコンセプトと施策の骨子など）。
- ③ ②で示した施策の実施にかかる概算予算。
- ④ その他豊橋市から別途提出を求めるもの。

▼スケジュール想定



7 機密の保持

受注者はこの業務の履行に関し、知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、または利用してはならない。

8 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に打ち合わせを行い、双方理解の上で実施すること。
- (2) 受注者は、労働基準法、労働契約法、その他関係法令を遵守すること。
- (3) 受注者は、個人情報及び法人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるとともに、業務上知り得た情報等について、第三者に漏洩することの内容注意を払うこと。またこのことについては、業務委託期間終了後についても同様とする。
- (4) 本業務の履行において、疑義が生じた場合は、その都度発注者と受注者との間で協議の上決定するものとする。